

### 第3回船橋市児童相談所基本構想策定検討会 議事録

1 開催日時 令和2年10月19日(月) 18:30~20:30

2 開催場所 市役所本庁舎9階 第1会議室

#### 3 出席者

##### (1) 委員

内田 徳子 委員  
大塚 佳子 委員  
川崎 二三彦 委員(副会長)  
竹下 利枝子 委員  
本間 敏子 委員  
村社 歩美 委員

##### (2) 事務局

船橋市健康福祉局長

伊藤 誠二

船橋市健康福祉局子育て支援部長

丹野 誠

船橋市健康福祉局子育て支援部家庭福祉課

度会 益己 課長

藤沢 徹 課長補佐

染谷 洋輔 主任主事

丸山 由香里 主事

船橋市健康福祉局子育て支援部家庭福祉課家庭児童相談室

皆見 淳子 所長

山本 奈津枝 副主査

荒井 孝之 主事

#### 4 欠席者

宇佐美 政英 委員

柏女 霊峰 委員(会長)

5 議題及び公開・非公開の別並びに非公開の場合にあっては、その理由

1. 委員紹介（公開）
2. 議事（公開）  
基本構想（修正案）について
3. その他（公開）

6 傍聴者の定員、実数 定員6名、傍聴者6名

7 議 事

（川崎副会長）

それでは定刻となりましたので、第三回船橋市児童相談所基本構想策定検討委員会を開催したいと思います。

本日、柏女会長が欠席をされておられまして、副会長の私の方が議事を進行させていただきます。皆さんよろしくお願ひいたします。

また、柏女会長がご欠席ですが、宇佐美委員もご欠席の連絡をいただいております。

そういうことで議事を進めていきたいと思いますが、会議の公開と傍聴についてということでお伝えします。

本日の会議は船橋市情報公開条例第26条に基づき、非公開とする要件に当たらないため、全て公開としております。また会議終了後には、会議資料および会議録を公開し、閲覧に供することといたします。

本日の会議の傍聴につきましては定員6名として事前に市のホームページで公開をしております。

本日は定員6名ということで、6名の方から傍聴の申し込みがありましたので、傍聴の方に入場していただきたいと思ひます。よろしいでしょうか。

はい。傍聴の方に入室していただきました。

傍聴者の方は配付した注意事項を遵守するようよろしくお願ひいたします。

それでは委員の出席と、会議資料について事務局の方からご説明お願ひいたします。

（藤沢課長補佐）

事務局でございます。本日の会議は8名の委員のうち6名にご出席いただいていることから、当検討会設置要綱に定める開催に必要な過半数に達していることをご報告いたします。

続きまして、本日お配りしました資料の確認をさせていただきます。

資料1 船橋市児童相談所基本構想（修正案） 続きまして、

資料2 船橋市児童相談所基本構想(修正案)見え消し版 斜線等引いてあると思いますが見え消し版になります。続きまして、

資料3 基本構想(案)後半部分に対する意見(第2回検討会事前意見)でございます。こちらの資料につきましては、第2回検討会に際し事前に委員の皆様からいただいております、基本構想後半部分に対するご意見でございます。

前回会議の時点では精査し切れませんでしたので、今回お配りさせていただきます。以上でございます。不足している資料等がございましたらお申し出ください。よろしいでしょうか。では以上となります。

(川崎副会長)

それでは次第の1、委員紹介です。前回ご欠席をされておりました委員の方がいらっしゃいますので、事務局の方からご紹介よろしく願いいたします。

(藤沢課長補佐)

事務局でございます。本日初めてご出席いただいた方につきまして、私の方からご紹介をさせていただきます。

竹下利枝子委員でございます。竹下委員は千葉県の各児童相談所において所長を務めていらっしゃいました。

現在は本市の家庭児童相談室において、家庭児童相談スーパーバイザーとして活躍いただいております。

改めましてよろしく願いいたします。以上でございます。

(川崎副会長)

それでは次第の2、議事に入りたいと思います。

まずこちらについてご説明をさせていただきたいと思います。

前回事務局の方からご説明があった当検討会の会議内容ですけれども、議論した内容を会の意見書として取りまとめ、市長へ答申するというものでございました。

一方ですね、前回の会議の議事において、柏女会長の方から、第2回会議で出た意見を踏まえた基本構想(案)を改定して、それを第3回会議で見たい、といったご意見もございました。

これらを踏まえまして事前に柏女会長と事務局で協議をされた結果、第3回会議では意見書(案)を出すのではなく、基本構想の修正案を示していただき、これについて議論するというようにさせていただきました。

ということで、まず基本構想の案の前回から今回に渡って修正していただいた点について、事務局の方からご説明をお願いいたします。

(度会課長)

家庭福祉課長です、よろしく申し上げます。

前回会議で委員の皆様からいただいた意見を踏まえて、基本構想案を修正しましたので、主な部分を順にご説明いたします。

資料の2の基本構想（修正案）の見え消し版でご説明いたします。

3ページをご覧ください。基本構想の策定の経緯について、当初案は相談件数が増加していることや、法改正により中核市が児童相談所を設置できるようになったことにより、検討を行った結果、児童相談所の基本構想を策定します、という記載でしたので、市として船橋の子どもを積極的に守るといった姿勢を示すべきではないか、とのご意見をいただきました。

そこで、将来を担う子どもたちをしっかりと育てていくため児童相談所の設置を目指すことにしたと市の姿勢を明確に示し、そのために基本構想を策定するという記載に改めました。

次に5ページをご覧ください。児童相談所の概要です。

記載する内容が、当初案では一般的な児童相談所の説明、県の児童相談所のものでしたが、中核市が設置する児童相談所の内容を記載することが望ましいのでそのように改めました。

そして、児童相談所における相談援助活動は子どもたちのために行われるということを明記し、また児童相談所の満たすべき4つの条件を加えました。

次に8ページをご覧ください。

現在船橋市を所管する県の市川児童相談所の現状について、管轄人口の記載を加えました。

次に11ページをご覧ください。

市と県の二元体制の課題についての記載ですが、タイトルを分かりやすく「介入（権限行使）と支援の二元化」に改めました。

そして、当初案では両機関で緊急性の認識や支援方針が異なることがあり、適切な支援が行えないこともあります、と記載しておりました。

確かに認識や支援方針が異なることが生じ得ますが、それをもって適切な支援が行えないまでは不適切な表現であるという指摘がございましたので、修正をいたしました。

それからイメージ図です。当初案では市と県の間でのケース移管の一例を示そうと考えたわけですが、施設入所からの家族再統合だけでなく、一時保護からの家族再統合もありますし、誤解を生じてしまうとのこと指摘がございましたので、一時保護からの家族再統合に伴う送致の矢印を加えました。

本来ですと、これだけではなく様々な場面で市から県への送致や援助依頼、県から市への送致がありますが、権限行使による送致のイメージを示したいので、

このような図といたしました。

次に 12 ページをご覧ください。

基本方針ですが、子ども中心に置いて考えていくことをしっかりと明記することが大事とのご指摘をいただきました。

そこで、市児童相談所が目指す姿について、全ての子どもたちの権利を保障し、また子どもたちの最善の利益を優先として、船橋の子どもたちがいつまでも夢や希望を持ち続けられるようにと、子ども中心な考え方を明記し、そのことを目指すために市児童相談所を設置して、切れ目なく一貫した支援体制の下、子どもたちを支援していくということに改めました。

次に 13 ページをご覧ください。

タイトルですが、「市児童相談所設置後における市と関係機関のイメージ」というにはっきりさせました。そして組織名称を整理し、記載がありませんでした女性相談室と高等学校等を加えました。

なお、連携する関係機関は沢山ありますが、細かく全てを記載するのではなく、保健所や福祉サービス部、教育委員会というようにまとめて記載しているものもございます。

次に 14 ページをご覧ください。組織体制です。

児童相談室部門、家庭児童相談室部門という名称の整理を行いました。

また、介入と支援の分離について、原則は分けますがケースによっては一体的な対応が必要なこともあるということを加えました。

次に、14-2 ページをご覧ください。児童相談所部門と家庭児童相談室部門の役割分担です。

ここは前回の会議でしっかりとコンセプトを作るようご指摘をいただいた部分でございます。これは次の項目の虐待通告の受付体制にも繋がってくるのですが、まず役割分担として、児童相談所部門では全ての虐待相談を受理し対応支援を行っていきます。

また虐待相談に限らず、一時保護や措置入所、里親委託等の権限行使を伴うケースや、特に専門的知識・技術が必要なケースを担当します。

家庭児童相談室部門では、児童相談所部門で対応・支援を行った結果、一時保護等の権限行使が必要なく、保護者に寄り添った支援が相当であると判断されたケースを児童相談所部門から引き継いで担当していきます。

また、措置を伴わない養護相談や性格行動相談、虐待の未然防止の推進等について対応することを原則とします。なお、次の項目に記載したところですが、家庭児童相談室部分は権限行使の強いイメージのある児童相談所部門と分け、保護者に寄り添った支援を行い、気軽に相談しやすい体制をとることといたします。

次に 15 ページをご覧ください。虐待通告の受付体制です。

委員の皆様からは情報共有や受理会議の責任の所在を明確にしておくべきというご意見、一つでスクリーニングを行ってから振り分けるイメージの方が良いというご意見、どちらで受けても同じように精査して次に進むのが良いとのご意見をいただきました。そして、ご意見を踏まえて改めた受付体制です。

現在の船橋市内の児童虐待通告は、市の家庭児童相談室と県の市川児童相談所の2ヶ所で受けている体制ですが、市児童相談所設置後は一本化を図り、児童相談所部門で受け付けます。措置を伴わない養護相談や性格行動相談などは従来通り家庭児童相談室部門で受け付け、権限行使のイメージが強い児童相談所部門とは分け気軽に相談し易い体制を築いていきますが、家庭児童相談室部門で受けた相談の中にも虐待の内容が含まれていることも考えられます。

そこで、家庭児童相談室部門で受けた相談でも虐待を見落とすことなく、また児童相談所部門と一元的に対応ができるよう、いずれで受けた相談も必ず両部門合同の受理会議、市児童相談所としての受理会議を行います。

その上で、虐待又は虐待の恐れがあるケースにあっては、まずは児童相談所部門で専門的に調査等を行う体制とします。

15-2 ページをご覧ください。イメージ図です。

原則、虐待通告は児童相談所部門が受け付けますが、家庭児童相談室部門で受ける相談の中にも虐待が含まれていることも考えられますので、どちらで受けても市児童相談所として受理し、虐待であれば児童相談所部門で調査対応していくという受付体制のイメージ図です。

次に 16 ページをご覧ください。

(6) 一時保護委託と (7) 一時保護後の地域支援体制ですが、当初案はこれを一つにしておりましたが、内容的に分けた方が良いとの指摘をいただきましたので二つに分けました。そして内容は大きく変えておりませんが言い回し等を改めております。

次に同じページの (9) 運営に対する評価です。

当初案では一時保護所における評価のように読めてしまうのご指摘がございました。改正法では一時保護所を含む児童相談所全体の業務の質の評価を行うこと等が規定されておりますので、業務全般であるという記載を加え、誤解のないようにいたしました。

次に 17 ページをご覧ください。職員配置体制の一番下です。

児童相談所の運営指針には警察官の記載はありませんが、県の児童相談所には全て現役警察官又は警察官 OB が配置されております。市といたしましても同様に配置を想定しておりますので、明記することにいたしました。

次に 18 ページの学習環境の整備と併せて 19 ページの子どもの権利保障をご

覧ください。こちらにつきましては、委員の方々から、学習環境の整備が先に来て、それから子どもの権利保障の記載があるが、その順番の工夫が必要とのご意見、権利保障の内容をきちんと書くべきとのご意見をいただきました。

そこで、最初に子どもの権利保障について、19 ページの部分です。

児童相談所の業務全ての段階で、常に子どもの権利が保障されているか確認しながら遂行すること、子どもの最善の利益の確保に努めることなどを基本的事項についてしっかりと記載し、その後に特に一時保護等に際して、子どもの意見や希望を表明できるような権利を保障する仕組みの構築を検討していくということを記載いたしました。

次に一時保護所から所属校への通学について、当初案では困難であることが想定されるため一時保護所の学習環境を整備するという記載でしたが、条件が揃えば通学も検討するという姿勢は検討した方が良いとのご意見をいただきましたので、そのように改めました。

そして、学習環境の整備につきましては一つの項目にはせず、子どもの権利保障に含めて記載をいたしました。

次に 21 ページをご覧ください。施設の基本コンセプトです。

一番最後に地域との良好な関係ということで、「周辺環境に配慮した外観や中庭等屋外活動時の騒音対策のほか、隣接する地域の居住空間への視線にも配慮するなど、地域との調和のとれた施設整備ができるよう、設計段階から十分検討し、地域との良好な関係を構築します。」との記載を加えました。

主な修正部分について説明は以上となります。

引き続きまして、本日欠席の柏女会長から事前に意見を伺っております。

ただ内容が5の運営方針の部分になりますので、その順番の際に私が代理で説明させていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

(川崎副会長)

わかりました。それでよろしいですかね、はい。

(度会課長)

はい。以上でございます。

(川崎副会長)

ありがとうございました。柏女会長の意見は当該の所の議論をしていく時に、また報告をしていただくということにしたいと思っております。

それでは今ご説明のあった基本構想の修正案について、ご意見ご質問、また気になる点、どのようなことでも結構でございますので、議論を深めてまいります。

と思います。

本日の会議で議論した内容を踏まえて、市では基本構想の最終案というものを作成して、パブリックコメントにより広く意見を募集するというございますので、そういう意味で本日の議論は重要なものになるかと思ひます。

議論を深めて検討会としての意見を述べていきたくと思ひます。

それでは今の修正案ですけれども、基本構想についての箇所ということで、今回项目的には1番の基本構想から2番が児相の概要、3が現状と課題、4基本方針、5は運営方針ということで、一つずつ最初から議論をしていったらどうかと思ひます、よろしいでしょうか。

それでは1の基本構想についてということで、(修正案)見え消し版で今説明していただきましたので、見え消し版でいきますと3ページ4ページということになりますけれども、基本構想についてという所で、一部修正もしていただいておりますが、何かご意見ご質問等がございましたら出していただければと思ひます。如何でしょうか。よろしくお願ひします。

(村社委員)

小児科医の村社でございます。全体的に前回よりも凄く子どもの権利を保障するという視点に立った良いものになっていると感じております、ありがとうございます。

ここまで良くなったのでちょっと欲を言えばという所なのですが、策定の経緯の一番最後に入れていただいた「将来を担う子どもたちをしっかりと育ていくため」というこの文章なのですが、もう少し格好良くなれないかなと、もう少し具体的に皆様のお知恵をいただいて、「しっかりと」だと漠然としていましたし、ここまできちんと出来上がったので勿体ないような気がいたしました。

例えば「子どもの権利を保障する」とか、もう少し格好良い言葉が入らないかなと思ひました。

(川崎副会長)

ありがとうございます。何か今のご意見踏まえて、更なる案とか出していただければと思ひますが、如何でしょうか。はい、お願ひします。

(竹下委員)

先程課長の方からご説明があった中で、夢と希望がという文言があったかと思ひますけど、それもやはり抽象的すぎますかね。



(村社委員)

「しっかりと」よりは。「しっかりと」は気持ちは伝わるのですが。

(度会課長)

竹下委員が仰られた所は 12 ページにございます。

(大塚委員)

よく使う言葉ですけど、やはり基本は安全安心という、何かを使ってみたらどうでしょう、本当に基本だと思いますが。

私は精神科医で虐待の親のカウンセリングを細々と十何年かやっているのですが、今はやはり児童相談所と言った時、自粛警察的なイメージがあると思います。

船橋に児童相談所が出来るというと、ひょっとして子育てに自信のないお母さんは、自分の子育てを評価されて、警察みたいに取り締まれるのではないかといったイメージを持つ人も少なくないのではないかと思うので、もちろん親のサポートというのもこの中に入っているのですが、何か養育者のサポートというものも、もう少し強調しても良いのかと。

子どもを守るということを強調すればするほど、親のプレッシャーが強くなるのではないかと感じたので、基本の所に養育者サポートのようなものを入れていただいたら良いかと思いました。

(川崎副会長)

はい、ありがとうございます。

具体的にどうするかというか、キーワードですよね、保護者のとか或いは安全安心というようなことで色々出ていますけども。

どうするか今すぐに最終案が出ないかもしれないですけども、更にこの点について案があれば、ご意見があれば出していただければと思います。

(竹下委員)

せっかくこの将来を担う子どもたちを育てていくという所があるので、今各委員さんが仰っていただいた安心安全と夢と希望と、あと養育者に寄り添うという辺りは、ここはもう少し丁寧に膨らませてもよろしいのかなと感じました。

(川崎副会長)

如何でしょうか。ちょっとここでピタッと確定するのはなかなか難しいと思いますが、最初の所ですので、全体をこうリードするような所でもありますので、

少しまたこの部分を膨らませていただくということで、この議論はここまで、後は事務局にお任せする形になりますがよろしいでしょうか。

基本構想について、その最後の所が出ましたけど、他に何かご意見ありますでしょうか。経過を書いている所でもありますので、事実が述べられているという状況であると思います。基本構想についてはよろしいでしょうか。

それでは次の児童相談所の概要ということですが、これは5ページということで1ページだけですけれども、児童相談所の概要に関して修正をしていただきましたが、ご意見よろしいでしょうか。

児童相談所の満たすべき条件、運営指針を入れていただいて、私としては良かったかなと思っておりますけれども、他に如何でしょうか。

ちょっと質問したいのですが、専門的知識及び技術を必要とする相談の一例というのは、根拠というか、この内容についてちょっとご説明していただければと思います。

(度会課長)

相談の種類は六つか七つ位挙げられていて、例えば障害相談とかもありますけれども、障害相談と書くと何でも障害相談を全部児相がやるのかとか誤解が生じてくる可能性もあると思います。療育手帳の判定は児相の業務ですけれども、一般的な相談、市役所の部署にも障害福祉課とか療育支援課というのがあります。そういった所で役割分担があるのでそこを誤解される可能性があるかと思っ、あえて一例としてこの二つは乗せたという経緯です。

(川崎副会長)

児童福祉法の専門的知識・技術を必要とするというのが市町村と児相の分けにはなっているのですが、具体的に考えていくと線引きが結構難しくてですね、こういう形で挙げてもらっているのは分かるのですけれども、突っ込んで考えていくとなかなか微妙な所もあるかなという気がして。

養護相談も非行相談も、市町村でも一応相談種別としてあることはあるので、これだと養護相談或いは非行相談の内容を書いていることになりますよね。

そうすると養護相談とか非行相談はもう児相がやるんだというように、何かそういう線引きのようにも思えなくもないような気がして。若干微妙な所だなという気がしていたものですから、ちょっと質問させていただきました。

(度会課長)

それでは、やはり運営指針通り全てそのまま書いた方が。

(川崎副会長)

と言うか、ここに書いている基本機能はこれ間違いなく児相の運営指針に書いてありますけども、この四角内は多分書いてないですよ。運営指針の中に専門知識はこうだとか、私の記憶なので、最近きっちり当該箇所を読んだわけではないのですけれども、これはないですよ。

(度会課長)

運営指針に相談の種類ということていっばい載っていると思いますけども、そこで敢えて専門的知識及び技術を必要とすると、ちょっとこれは運営指針でない文言をここで加えてはいます。

(川崎副会長)

記憶で申し訳ないのですが、専門的知識・技術が必要なものに依拠するというところ、その文言は児童福祉法の中身なので多分書いていると思うのですが、それはどういうものかというのは、区分けの具体例は多分書いてないような気がします。

と言うのは、後でもいっばい出てきますけれども、虐待相談というのは全部専門的知識が必要かということ、市町村でも受けるので、決してそれが全て専門的に必要とは言えないということになっていて、結構区分けは難しい所だろうなというように思って、どうするかという案が無いまま考えていたのですけども。

(度会課長)

そうすると、相談機能の方の説明の文の中には専門的な知識や技術を必要とするものということで運営指針通り書いてあって、下の所は児相が所管する相談の種類というのが六つか七つ位全部列挙されていますので、それを書けばよろしいのかなと。

(川崎副会長)

市町村でも同じ相談の種類はそんなに変わらなくありますよね。

市町村の子ども家庭支援指針で市町村における相談というのは、相談の種類は同じものがあって、その中で専門的知識・技術が必要なものは児童相談所が受け、市町村が受けた場合は児童相談所に援助依頼するなどしましょうと、こういう書き方になっているのですよね。ですから、ここに書いてあるものは養護相談の説明、非行相談の説明ですよ。

これが専門的知識が必要だということになると、今度は法律的にどうか指針的には、この養護相談・非行相談は市町村には書かないこととなりますよね、

理屈から言うと。ちょっとそこが微妙かなという気がして、ちょっとどうしたら良いか何とも言えないのですけれども。

(丹野部長)

そうすると、むしろここに例としてこういう項目を挙げるよりは、ここの上の文章で専門的な知識及び技術を必要とするものについてという文章の説明をもうちょっと丁寧にやって、例は却って挙げない方が分かり易くなりますかね。

(川崎副会長)

というか、例示が難しいですね。

私はこの法改正で市町村がやるときに、市町村とその区分けが専門的知識を必要とするものというように、この法律、色々考えたのですが。文章的にはこうするしかないけれども、実態としてはそんな簡単にはいかないなど実は思っていたものですから。ちょっとどうするか。

さっき言っていたように例示する難しさはあると思うので、さらにこれだというものを、一例ですから全部網羅する必要ないので、確かにこうだっというのを挙げてもらっても良いと思うのですけれども、例示を取り下げかどうか要検討かなという気はしております。

その他よろしいでしょうか。ここは児童相談所の概要ということなので、船橋市でということよりも、一般的な記述ということになりますので、改めて今のご意見を踏まえてご検討いただければと思います。

それでは次に、よろしいでしょうか。

そうしましたら3の現状と課題という所で、これは結構ページ数がありまして、6ページから11ページまでということです。

現状も色々書いていただいて、少しこの中でご質問とかご意見或いは提案等がありましたらよろしく願います。

如何でしょうか、10ページ、11ページ。9ページまでは数字的な紹介ですけど、それを踏まえた課題、現状における課題という所をより深く見ていただければ良いかなとは思っておりますけど。よろしく願います。

(大塚委員)

すみません、単純な質問なのですが、家庭児童相談室の職員体制の人数というのは、現場の方からしたら足りていらっしゃるのでしょうか。

(皆見所長)

家庭児童相談室所長の皆見と申します。よろしく願います。

年々、家庭児童相談室の相談件数も右肩上がり増加傾向ですので、増やしてはいただいているのですが、結局前年度に見合った数を増やしていただいているのですが、それよりも更に増加しているということになりますし、児童相談所さんですと、例えば一度注意喚起して終わるといようなケースもあるかと思うのですが、家庭児童相談室の場合は寄り添い型になりますので長期間関わっていく支援が続いていくということで、短くても数ヶ月、長いと年単位で支援しているケースもいまして、継続支援件数自体も増加しておりますので、なかなか職員が十分だといような感覚は残念ながらいつも持っていません、もう少し余裕があるとより良い支援に繋がるなといような思いはございます。

(大塚委員)

ありがとうございます。今後の職員数を決めるのにそういうことが反映されるといいなど。反映されるようにはなっているのですよね。ありがとうございます。

(川崎副会長)

仰っていただきましたけど、現状における課題というのが、1が通報窓口の二元化ということで、2番が修正していただいて介入と支援の二元化という仕組みの問題は書いているのですが、さっき仰っていただきました体制そのものの現状とか或いはそれが児童相談所を設置することによってその体制の強化に繋がるのかといった、そういった問題に関しては最後に児相の体制ということで書いてあったのですが、その辺りのことがどのようになっているかということですよ。

今回が児童相談所の基本構想ということですから、当然児童相談所の中に家庭児童相談室部門も配置するということなので、その点については職員配置体制というのが17ページ18ページに書いてありますけども、家庭児童相談室の関係のことは、何か検討といつか構想案の中で触れるといような予定はなかったのでしょうか。

(度会課長)

家庭児童相談室も児童相談所の中に入れて一体的にやるということで、あと児童相談所の職員数というのは人口割とあとは相談件数に応じてというのがありますが、児童相談所と家庭児童相談室に分けているやつを合計して、きちんと全体として何人という数字は割り出そうと思っておりますので、新しい児童相談所で一体化になった時にはきちんと標準の人数以上は配置したいというのは考えております。

40 ケースを超えないようにという基準があるようですけども、職員数を出す基準はありますので、それに上回るような形でやりたいと思います。

(川崎副会長)

17 ページのこれを見ますと、児童福祉司、児童心理司、保健師、医師、弁護士、保育士又は指導員という形になっていて、基本的にはこれ児童相談所部門に必要とされている職員ですよね。ですので、児童相談所部門のことはこれでよく分かるのですが、さっきこの問題としていただいた家児室も当然この組織であるので、それについての人員配置とか、それについては触れなくていいのかというのは今私も思ったのですが、如何なものでしょうか。

(度会課長)

そこが実は全体として捉えている所がありまして、家庭児童相談室と児相の持っている件数というのが年間どちらも 600 件以上は確か受理件数がありますがけども、それを足して全体として今割り返そうとしているのですが、児童福祉司になるので、その部分を家児相に配置しようとする所が一緒くたになるとおかしいというご指摘も聞きますけども。厳格に家児相何人児相何人というか、全体で割り返そうと今考えています。

(川崎副会長)

今は現状の所を議論している中で、当然体制を作っていくということの中で、現在の仕組みとしての問題と併せて、体制的なことがここで触れた方が良かった場合は、今度は最後の組織体制の所でどのように書くかという、具体的には何とも言えないですけども、少なくとも児童相談所部門と家児室も含めて体制強化するというような形が必要ではないかなという気も、人数をどうするかという、児童相談所はさっき言ったように、国の新プランとかもあって、3万人に1人というような形で具体的な数字が出ているので、基本はそれを踏まえて、さらに増やすかどうかというような問題が出てくると思うのですけれど。

児童相談所としての仕事と、市町村としての仕事も当然引き受けなきゃいけないので、そこに児童相談所という組織がある中で、児童相談所の運営指針と言うか新プランが求めている児相の体制で全部は賄えないですよね。市の、ここに書いているような養育支援事業だとか要支援家庭訪問事業だとかこういう様々な業務をしているので、それはやはり児童相談所の3万人に1人という児童福祉司だけでは対応出来ないということになりますよね、多分。如何でしょうか。

(度会課長)

私たちは一つの児相にはしますけども、児相部門と家児相部門というのははっきりと区別していこうかと思っております。他の自治体などでは家児相自体が無くなって新児相がそれも担うよと一本化している所もありますけど、江戸川とか明石とかもそうですけども、そういう所はやはり全体で、職員計算する時は全体でやると思うので、そこの考えかたはそのような形にしているんですけど、ただ部門としては対外的に分かり易いようには分けますけども、内部では一体だというような捉え方でやってはいます。

(川崎副会長)

私自身も新しくまた議論する所となってくると思いますけど。

(竹下委員)

敢えて新しい船橋市児童相談所の中に児相部門と家事家庭児童相談室部門を設置するというように明記しているので、私も誤解していましたが、職員配置体制の、後の所になってしまいますけど、17 ページにあるような所では家児相の職員体制は基本的にはこのように考えていますよというのを入れないと、確かに児相部門だけしか言及していないので、ちょっと片手落ちかなというような感じがするので、どういう書き振りにするかは要検討かもしれませんけれども、何か触れておく方が良いのではないかなと思いました。

(川崎副会長)

はい、ありがとうございます。

(本間委員)

職員の数が云々ということですが、8 ページの所に市川児童相談所の所に管轄の人口数が入っていますけど、船橋・市川・浦安・鎌ヶ谷が管轄ですけれども、市川児相にどれ位の船橋の子どもたちが相談に行っているのかというデータはあるのでしょうか。

あとは職員体制の所で、市川は今 148 人と書いてありますけれども、万が一その人数が多くなったら後ろのページの方の、17 ページですけど、児童福祉司とか心理司さんという数を増やしていかなきゃいけなくなるのかなというのは感じています。

それともう一つ、ここのちょうど 17 ページの話の中で、警察官をこの間入れていただきたいということで入れていただいたのですが、今私の所に来ている子どもの中に、グローバルというか東南アジア系列の人とか中国の人たちがい

らっしゃるので、福祉司さんたちもお父さんお母さんと話してもなかなかスムーズにいかないなので、私的には通訳的な人がいると福祉司さんの方も安心して相談に乗れるかと思っているので、警察官プラス通訳もいると本当に良いのかなと思っています。

今本当にうちでも凄くグローバルになって、混ざっている方たちが来ていますし、他の児童養護施設でも結構多くなっているのが現状ですので、やはりそういう人も通訳的な方がいると、福祉司さんが相談に乗る時にもスムーズに行くのかなと思っていますので。

職員の体制の所もありますけど、入れていただくと良いのかなという感じが、ここ 17 ページの所を見ていてそう感じましたのでお話ししました。

(川崎副会長)

現状と課題の所で今回新たに問題提起になって申し訳ないですけども、今の二元化されている中で船橋市として児相を作るということを考えた時に、ここに書いてあるような二元化というか迅速な対応が出来ないといったそういう課題があるので、児童相談所を作りたいという、そういう内容で全体と流れている、これが非常によく分かるのですが、それを加えた後でその職員体制のこととかもある程度入れるとした場合に、現在の家庭児童相談室の内容というよりも体制的なことについて、もし後半で仮にその辺りに触れるのであれば、この現状という所で少し体制的な問題についても、細かくではないにしても、何か問題提起があると次の所に触れられるということはあるかもしれないなど。

でも先程仰ったように、どう書くかは別にすると、確かに外国籍の方の入所といますか相談も、船橋市だけではなく本当に今どんどん増えてきて、言語の問題っていうのを結構課題にはなっているもので、どこまで触れるかはどうかとして、確かにそういう傾向あるということは、確かにそうだなという感じもいたします。

なかなかこの軸を触るような問題ではなかったもので、どうするかという問題あるかもしれないですけども、ご検討いただければというように思います。よろしいでしょうか。

それではこの現状課題の所で他に何かご意見ありますでしょうか。

(村社委員)

ちょっと中身ではなくてまた文章で、これいよいよ市民の皆さんに児童相談所を作りますということで読んでいただいて理解していただくという段階に入るということですので、ちょっと気になったのですが。

法的根拠は一番最初の策定の経緯の辺りに書いてあって、この現状と課題と



いう所が船橋市の児童相談所を作らなければいけないというその根拠になっている部分だと思いますが、家児相と児相が二元化しているという問題はそこに書いてありますけれども、その前に数字がいっぱい書かれていて、この数字の問題もやはり根拠としては大きいと思うのですが、グラフとか管轄人口の中で船橋市が一番大きいとか、そういう数字やグラフは書かれているのですけれども、それで追って知るべし、こういうことだから作りますということだと思うのですが、その部分はもう少し文章で説明した方が良かったのですけれども。

これだけの相談件数があつて、市川児相の中で船橋の子どもがこれだけを占めて、現状なかなか職員の人数の問題も上がった所ですけれども、なかなかきめ細かい支援が難しくなっているという所が実際あると思うのですけれども。

それが今私が読んだ限りでは、文章では書かれていないので。

急に市川児童相談所の数字がいっぱい出てきていまして、8ページ9ページですけれども、数字とグラフの提示だけでここが終わっているのも、もう少し説明した方が良いのかなと感じました。

(川崎副会長)

ありがとうございます。よろしいでしょうか。

3ページにもごく簡単に数字だけのことがこうなっていますというのを書いて策定の経過の中で背景があるということですけど、こちらの方はかなり数字も具体的になっているので、それについての評価というか、今仰っていただいたことで少し記載していた方が分かり易いかなという気がしますが。

こちらもまたご検討いただければと思います、よろしいでしょうか。

その他現状と課題の所で、よろしいですかね。この修正された11ページで少し修正をしていただいたこのタイトルとかも考えたことで、よろしいですかね。

そうしたら基本方針ということで12、13ページということで基本方針について、少しまたご意見を出していただければと思いますが。

先程、一番最初の文言の出た時にこの12ページがちょっと書いてあるという話もありましたけれども、12ページ13ページの基本方針の所についてご意見を出していただければと思います。よろしくをお願いします。

(本間委員)

権利を保障というのは良いのですが、子どもの最善の利益とは何なのかというのが、我々の職員間でも結構持ちあがってくるので、子どもの最善の利益とは何なのかという話になって、生きるための力をつけるためだとか、そういうような話をしたりしていました。子どもの最善の利益っていうのは本当に難しかった

た、申し訳ないですけど。

(川崎副会長)

なかなかそう、具体的な事案に出会った時に何が大切かよく分からなくなつて、本当に考えなければいけないということがいつもあると思うんですけど。

これ「子どもの最善の利益を優先して」じゃないですかね、「と」はいらぬような気がします。

なかなかこれを考えていくと要所要所で、はい、よろしくお願ひします。

(竹下委員)

子どもに関して何かを決定する時には、子どもにとって一番良い方法、良いことは何なのかという難しい課題だけに、考える大人たちが考えるってことそのプロセスがやはり大事だというように思うので、言葉自体確かに難しくて、ぱっとう結論が出てこないんですけど、だからこそいつも考えていかなきゃいけないことかなと思います。

(川崎副会長)

最善の利益という文言を使うとして、例えば子どもの意見をしっかり聞くとかという問題は当然出てくるとお思います。

ただ、最善の利益の説明をし始めたからだと思ひますけど、ここにこの用語があるのは大事かなという気はしますけどね。

(内田委員)

今の部分は確かに子どもによって違ふと思うので、抽象的に書くとこうならざるを得ないのかなというようにお思います。それはそれでやはり残していただきたいと思ひます。

私が気になったことはですね、文章が繋がらないのではないかとこののが、「これまでの県と市の二元体制から」というのが、「市の一元体制の下で切れ目のない一貫した支援を行い」と繋がっているのですが、なんとなく文章が繋がらないような気がするのですが。

二元体制から一元体制に変えるというご趣旨で書かれているのでしたらそのようなことを書く必要がございますし、別にそうではなくてとにかく一元体制でと書きたいのでしたらわざわざこれまでというのは入れなくてもいいかなと、ふと思ひました。

(川崎副会長)

これ市児童相談所へ目指す姿という、姿を書いているので、そうですね。

標語は標語としてあって、逆にいうと二元化の問題というのが現状と課題として、その後にもうかなり今度は一元化といっても家事室と児相をどうするかという議論があるのですが。一緒に、3ページのさっき議論になったここをどうするかっていうことが書いてあるのでそれを踏まえて、二元体制からというのは確かにここで書く必要あるかなという気がしますよね。

これはちょっと基本方針と関わるかもしれないのですが、二元体制が一方どうするかというのも一つの課題なのですが、やはり最初に言った船橋の子どもたちをさっき言ったようにしっかり育むべきという、そのためにやっぱり児相を作るっていうニュアンスが基本的なことなのか、何かちょっと分からなくなってきましたが、ではなかろうかと思います。

切れ目のない支援ということを言うためにこれが入っているということですかね。

(村社委員)

先程大塚先生が仰った、お母さん、保護者のことも考慮すると、四角で囲ってある「すべての子どもを切れ目なく一貫して守る」はとてもそういったお母さんたちにプレッシャーになるような、今大塚先生に仰っていただいてそのような気がいたしまして、そうすると一番最後の文章「成長発達を支援する」という言葉が子育て全体の支援というのは勿論、子育てが支援できれば子どもは守られるということでは、先程仰っていただいたことから言えば、この言葉が使えるのではないかなと思ひまして。

例えば「船橋のすべての子どもの成長発達を切れ目なく一貫して支援する拠点」とかは如何かと思ひました。そうすると、今の二元、今私が今申し上げたその四角内をこうしてはどうかという文章をそのまま先程の3ページの「将来を担う子どもたちの成長発達を切れ目なく一貫して支援する拠点として、児童相談所の設置…」というような、一貫性も持てるかと思ひてちょっと考えてみました。

(川崎副会長)

具体的な提案が出されました、ありがとうございます。よろしくお願ひします。

(大塚委員)

守るという言葉がもう既に被害を受けているような気がします、支援というか、何か守るというのがもう親から守るような感じに。

確かに虐待の話はそうなのですが、やはり支援という方を前面に出して、児童相談所が出来て安心するようなイメージでスローガンにいただいた方が良いのかなと思いました。

(内田委員)

私も、守ると言うと要するに子どもは単に客体で子どもの主体性というのが出てこない。支援すると言った方が、やはり子どもが自ら判断し成長していくことも支援することになるし、それを守るその周りの家族とかその他の養護施設の人たちも支援するということで、そういう表現にする方が私も賛成です。

(大塚委員)

虐待していたお母さんも支援されるべきであるというのは勿論あるので、先生が仰ったようにしていただいた方が。

(川崎副会長)

重要なスローガンなので、ぜひまた他にもご意見を出していただくということで、どうでしょうか。よろしいですか、お願いします。

(竹下委員)

児童相談所部門と家庭児童相談室部門というように考えると、児童相談所部門はどうしても子どもを守らなきゃいけないという場面では、やはり子どものことも守っていくという立場をとって、権限を行使してでも子どもを守らなくてはいけないと。

ただ、ご家庭、子どもを守る視点で、児童相談所部門の視点と、あと家庭児童相談室はやはり家庭を支える保護者も含めて家庭を支える、長期的に関わって支えていくということがあるので、両方の機能を併せ持った中で、ここに市児童相談所が目指す姿を書くとすると、ちょっとこの一行だけではなくてしまうのかと、議論を伺っている中で感じました。

(川崎副会長)

ありがとうございます。どうしたらいいかなとは考えている所です。

趣旨としては今皆さん仰っていただいた中身を反映させたいと思うのですが、どのように表現すれば良いかという、私の方でパッと出てこないのですが、どうでしょうかね、ここで確定出来ればと思うのですが。

何かもう少し出した方がよろしいでしょうか、事務局で少し修正案を考えていただけるのか。

(度会課長)

今ここでフレーズは私も言えないのですが、キーワードとか趣旨、守るばかりではなく支援という色々なキーワードをいただきましたので、ちょっと考えたいと思います。今ちょっと出てきませんが。

(川崎副会長)

本当はもう少しこうした表現が出来たら良いのですが、いくつか出ているので、今の意見を踏まえて事務局の方で少しまたご検討いただくということでもよろしいでしょうか。他に如何でしょうか、この基本方針の所で。

私が気になったのは、この(2)で、市児相の機能ということを書いていますけれども、この一時保護所機能というのが気になったのですね。

この5ページの児相の概要の所を見ると、一時保護機能ということになっていまして、前回も少し議論があったのですが、一時保護の委託というのも児相はしなければいけないので、一時保護機能というようにして、一時保護所と一時保護委託の二つがここに並んで書いていないと、一時保護の委託というのを結構最近では委託も結構多いと思うので、何か抜け落ちているようなイメージがあるので、少し一時保護機能としてそこには一時保護所でお預かりする場合と、適当な者に委託するという二つがあるということを書いていた方が良かったかなと思いました。

あとは、これは本当に再三些細なことですが、(3)の設置する狙いということで、これ文章上のことで申し訳ないですが、例えば迅速性と機動性の確保で、こういうことが可能というようにもう連体止めになっていますけど、人が行うことが可能というように、何か全部そういうように文言を通した方が良くないかなと思いました。

他に、基本方針、大事なことです、その他何かあれば出していただければと思います。

(度会課長)

ちょっと確認ですが、一つ前の所ですが、(2)市児相児童相談所の機能の所で二番目の所がちょっと半端というような、ご意見だったと思うのですが、児相の機能で基本的には一番目に書いてある相談・一時保護・措置はここに書いてあるので、二番目の所で一時保護所機能と委託とかと書くよりは、むしろ二番目はない方がさっぱりすると思うのですが、如何でしょうか。

(川崎副会長)

なるほど、でも逆に言うと一時保護機能というのは先程言ったように一時保

護所で預かりする場合と委託は両方あるのですが、一時保護機能というのもそういうものですよ。そうすると、ここでまた一時保護所機能っていうのを挙げるのはどういうことなのかという気もするのです。

(度会課長)

とするとこの二番目の一時保護所機能の所がちょっとダブっている感じもあるので、二番目整理するということですかね。

(川崎副会長)

これが難しいですね。市児童相談所の機能として丸が児童相談所機能という。市児童相談所機能だからこれが、後の表でも全部一応というか、児童相談所部門と家庭児童相談室部門というような書き方で二つ分けていますよね。

読んで分かりますけども、多分本当言うところの表を13ページの表で市児童相談所と書いて児童相談所部門と家庭児童相談室部門と書いているのですよね。

だから逆に言うと、この図でいくと、市児童相談所は、児童相談所部門と家庭相談室部門と二つに分けて、ちょっとその用語がね、我々は分かりますよ。でも見た人が、本当に表現上のことではあるのですけども。

(大塚委員)

児童相談所というのが児童相談とイコールの意味なのですかね、「所」とすると何か施設の感じと、児童相談というのがごちゃ混ぜになっているから、児童相談所機能というのは児童相談機能じゃ駄目なのですかね。

児童相談所というのが表しているものが従来の一般的な児童相談所のやる仕事ですよということなのでしょうかね。

(川崎副会長)

児童相談と言うとまた話が広がってしまうので、ちょっと難しいですね。だから、市児童相談所はこの二つの部分があるので、市児童相談所の機能。やっぱり図の表現を用いるのは難しいのですかね、児童相談所部門と家庭児童相談室部門。市児童相談所には新たに設置する児童相談所部門としての児相の機能と、従来から設置していた家庭児童相談室の機能と両方がありますというような、何かちょっとそういう文言を書いて、児童相談所部門の機能。これは児童相談所の基本機能で相談機能・一時保護機能ですので、家庭児童相談室部門は、ここに子ども家庭総合支援拠点とか協議会とか、これらも全部合わせて市児童相談所として一体としてやるという、何かそういう書き振りが考えられないかなど。こちらの方でそれどういうことかと思ったら次のページで、市児童相談所

は児童相談所部門と家児相部門があるというように次のページに伝わっていくような、そんなことを考えられないですかね。

(度会課長)

前回整理する上で児相部門と家児相部門としますと口頭で説明していたのですが、確かにここでは説明が出来なくていきなり唐突かもしれないのでこれを児相と称しますよとか、何か説明を入れた方がいいのかなと思いました。

(川崎副会長)

少しちょっと分かり易いような工夫をしていただいて、船橋市はこういう体制ですよということはちょっと分かり易くしていただければ良いかなというように思います。その他いかがでしょうか。

この図の方はよろしいですかね。13 ページに書いていただいていますし。

(村社委員)

そうすると、この(2)と(3)は逆にして、目指す姿があって狙いがある、機能を書いて次の図があると読む人がわかりやすいかなと。

基本方針に(1)(2)(3)という順に記されていますけれども、今のお話ですと(2)でこの13ページの図の説明をするということなので、大変細かいことですけど、(2)と(3)を逆に入れ替えて、目指す姿があって狙いがある、機能があるという形が見やすいかなと。

(川崎副会長)

ありがとうございます、その方が良いような気がしますね。

それでは、他によろしいですかね。重要な基本方針ですので。

では、次の所に行ってよろしいですか。運営方針ということで、運営方針は14ページから19ページまでですか。

ちょっとここで色々議論しなきゃいけないなと思いますので、基本方針、組織体制14-2と15、15-2ですか、その辺りについて随分大きく変更していますので、ご意見をよろしくお願ひしたいと思います。

(竹下委員)

(2)の所であるのですが、事務局の方で大分書き直していただいていますけれども、一番(2)の一番最後の文章の所で、速やかに児童相談所部門にケースを移管しますというのが、この移管という言葉が、今現状である県の児相と市町村のケースのやり取り、送致をしたりする時の移管という言葉と同じ言葉を使う

とやはり後相応しくないとか誤解を招くということがあって、これはやはりその前段で、逆のケースの場合には、引き継いで担当していきますというように書いていただいているので、同じように引き継ぐという言葉で書き直すべきというように感じました。

それと共に役割分担のイメージですけれども、役割分担を示している図なので、受理会議その他援助方針会議とかというのもここに入れ込むことで、却って何か役割分担のイメージが分かり難くなってしまっているのではないかというような印象を持ちました。

(川崎副会長)

すみません、思い出したのですが、この5番に柏女先生のご意見がありましたね。改めてそれをご紹介していただいて議論した方が良いかかと、すみません。

(度会課長)

私から代理で説明させていただきます。柏女会長からは市児童相談所の組織、特に市児童相談所と家庭児童相談室部門との関係の一点について、ご意見をいただいております。14ページと14-2ページの所です。

児童相談所部門は国の指針で言えば、相談・判定・指導・措置部門を示していると言えるが、総務部門が想定されていないので、その改善が必要である。

家庭児童相談室部門とは、国の指針のどの部分であるかの説明が必要である。

全体に家庭児童相談室部門は現在の家庭児童相談室の色合いが強く残されている。そのため、市児童相談所の一部署であるにも拘わらずケース移管が行われたり、15ページになりますけれども、相談の受付も二部門で受け付けたり、両部門合同の受理会議が行われることになる。

二か所で受ける相談の受付以外の定例的な受理会議や判定会議、援助方針会議等は、児童相談所部門と家庭児童相談室部門の別々に行うことを考えているのか、それぞれ別の部門に託す場合にはケース移管ということなのか、それでは市児童相談所の組織の体をなしてないと思われる。

家庭児童相談室部門は、例えて言えば継続指導部門ともいえるべき一部署であり、児童相談所長の下で動く市児童相談所の一組織でなければならないと思う。

それがこの基本構想からは十分に読み取れない。

という意見をいただいております。以上でございます。

(川崎副会長)

今仰っている柏女会長のご意見と竹下委員の意見もちよっと重なる所がありますかね。もう一度よろしいでしょうか。



(竹下委員)

前半の部分の柏女先生のご意見はちょっと分からないですが、移管ということだと今の現状のことを言っているの、新しい市児相でそれはちょっと違うのではないかなというように思いました。

(川崎副会長)

一体となるけども、ケース移管となると他機関にケースをお願いすることがケース移管ということになるので、一体としてやっているのにねらいと実際の運営が分かれてしまうようなイメージが出てくるので、それだと柏女会長も言ってるように、児相と一緒にやることの意味がどうなのかという、ちょっとその辺りのニュアンスがあるかなというように思いました。

(度会課長)

家庭福祉課長です。よろしいですか。

確かにご指摘いただきまして、移管という言葉は適切ではなかったと思っています。異なる行政機関であったら移管で良いですけども、内部の話なので引き継ぎという言葉が一番適正かと思います。

やはり移管という言葉を使ってしまったばかりに誤解というか別機関のように見えてしまいましたので、あくまでも部門として分けますけども、児相の所長の下で一機関ということで考えておりますので、訂正いたします。

(川崎副会長)

重要な所ですので、さらに様々なご意見を出していただければと思います。先程の役割分担のイメージの図が分かり難いということでしたよね。

(竹下委員)

はい。相談の流れについても含んだ図になってしまっているの、ピラミッドの上の方は児童相談所部門が主に扱います、下の部分は家庭児童相談室部門が扱いますということをご明示したいのではないかなと思ったのですが。

(川崎副会長)

14・2の図で受理会議・初期調査・援助方針会議と書いていますよね。

これを合同ですというニュアンスで書いてあるのでしたっけ。受理会議は必ず一緒にするというごことでしたっけ。これ通告の方でしたか、15 ページですよ。

いずれも来る相談は必ず両部門合同の受理会議を行うと15 ページに書いてあ

り、それが 14-2 の中で受理会議というのが両方に跨っているような書き方になっている。そういう意味なのですかね。この図は、

(度会課長)

すいません。家庭福祉課長です。はい。一番最初に受付があつて最初の受理会議は合同で、これは逃がさないように一つの一本の受理会議ということでしたかとやります。

柏女会長からも質問いただきましたが、その後の判定会議とか援助方針会議、これはどうなるのかというようなご質問がありましたけども、これは主体的に行うのはそれぞれで行うことを考えていますけども、両部門が参加した上で一緒に検討していくということを考えております。

一番最初の緊急受理会議は必ず一本で行うということで、市児童相談所として逃さずしっかりとやるという体制でございます。

(川崎副会長)

ということは、受理会議は必ず両部門合同の受理会議を行うというように書いてありますけども、柏女会長が言っているように、その後の児童相談所の場合には受理会議の後、判定会議・援助方針会議という形で動いていくわけですけども、その判定会議や援助方針会議も家庭児童相談室と一緒にやると、こういうように書いてはいないのですが、そういうような方向を考えているということですか。

(度会課長)

はい、そうです。15-2 ページは受付体制のイメージなので最初の部分しか対象として書いていないのですけれども、その後の児相ならではの判定会議とかそういう所にも家児相の代表、全員とは勿論いかないのですけれども、上の方の職員をそこに参加し合同で検討していく、それはお互いの部門でやりあうということ考えています。

(川崎副会長)

それが分かるような書き方になっていないような気がしましたが、やはり一体となってやるという所が、基本的に児童相談所を船橋市が持つということの意味であるとしたら、そこがやはり何か明確になった方が良く、もう少し明確化した方が良くはないかという気がしています。

実際の運営がどうなっていくかというのは、実際に運営を始めたらその段階で修正したりですとか、良い形を考えていかなきゃいけないと思いますけど。

(度会課長)

この 15-2 ページのこのイメージ図の、これ受付体制の時までということでは切っているわけですが、この先のイメージもあった方が、今ほど先程口頭で言ったんでそこが見えないからもうちょっと図とかも広げた方がいいということでしょうか。

(村社委員)

多分一つの図にするのが凄く難しくて、さっき竹下委員も仰ったように役割分担の所がピラミッドだけ、これ左半分は受付体制のイメージと多分大体同じになると思いますので。

役割分担のイメージというのはやはりピラミッドだと思いますけど、今までもそこが分かっていた所を市児相はどう良くしていくかという所が肝だと思うので、このピラミッドがあった上で受付体制はこうなります、その後のフォローはこうなっていくますというように分けた方が良いのかなと思いました。

(川崎副会長)

ありがとうございます。

(竹下委員)

大塚委員が仰ったように 15 ページの (3) と (4) の所に援助体制というか、仮に言うとするると援助体制というのは、要はその後のフロー図みたいなものをちょっと入れ込めば、児童相談室部門と家庭児童相談室部門が一体的に運営するというあたりが分かるような、文章と図を入れ込むってというのはいかがでしょうか。

(川崎副会長)

これ書いているだけではちょっと分からないのですが、改めて確認したいのですが、今回の法改正で児童相談所の一時保護や立ち入り調査をした職員と、支援をする福祉司を分けるという法改正がありましたよね。これは市町村とは関係なく、児童相談所の中での話なのですね。

こういう法改正があって児相の中で役割を分けてくださいという法改正がありました。そういう児童相談所とまた全く違う市町村とが連携協力するという形になったのですね。

この法改正を踏まえて、家児室と一体となった、児童相談所部分は権限を行使する役割を果たします、家児室は寄り添い型の支援をするということで、そういう事例も分けていきますということですね、一時保護をしました、親御さんに

支援した経験がないという、一時保護するのはもう明らかに児童相談所の役割です。

その後支援するのが実は児童相談所の役割ですけども、仮に一時保護して権限行使をしました。そしてその後、支援をするということになった時に、それは児相の中で役割を分担した別の児童福祉司がするという形になるのか、それとも支援は家児室でお願いしようということになるのか、その辺は明確なのか或いはそこはあまり議論されてないのか、或いはやはりそれは児童相談所の仕事だと位置付けているのか、それについて何かこれを読んだだけでは分からなかったの、どのように考えているのかが知りたかったのですが。

(度会課長)

児相部門の中で支援と介入の分離はあります。一体化はしますけども、県の児相と家児相のような間柄でもそこはあるわけなので、支援が児相の分野でもって支援する、普通の県児相と同じような形なのですけれども、児相の中で一時保護して支援をずっとやっていきます、その中でより市の資源を使いながらも寄り添い支援で良いという支援になったら、家児相部門へ引き継ぐということなので、介入はもちろん児相ですけども、支援については児相部門と家児相部門もあり得るという形です。そこが児相から家児相に引き継ぐのがどのタイミングというのはなかなかまた難しいのですけども。支援する人は両部門でいるというように思っています。

(川崎副会長)

ということですね、なるほど。

(度会課長)

あと一点、すみません。一体化しないで児相・家児相両方持っている自治体もあります、他には奈良や港区などもそうやって考えているようですし、世田谷もそうなのですが、それに近い形は近いのですが、ただ別組織ではなくて一体化してやろうというのは船橋市の考えなので、別々の役割っていう面も持っていますし、きちんと同じ一元の中で方針としてやるという、両方の良い所を取った体制かと思っっているのですけれども。

(川崎副会長)

選択肢は増えますよね。児相部門でやるかそれはもう家児室の方でやるかというのは、その事例に応じて考えられるということはあるかもしれないですよ。これ文言を踏まえて更にご意見を出していただけますか。

もう一度ちょっと、柏女会長さんの仰っている会議ですけれど、先程言いましたけども児相の受理会議・判定会議・援助方針会議にも家庭児童相談室の代表の方が何らかの形でそこに関与して、全体としては一体化して取り組んでいくということでしたけど、柏女会長が仰っているように、家児室は家児室でまた独自に個別ケース会議を開くように考えているのでしたか。

(度会課長)

関係機関との個別会議というのは、それはあると思います。

(川崎副会長)

関係機関との会議は要対協でやりますよね。あくまでも今のは、当然寄り添い支援でも沢山の事例があって児相がやっている、家児室が主体のケースは当然家事室の中で会議をする、それには児相の方は参加する？しない？そこはまだ未定？

(度会課長)

例えば学校とかの子どもでしたら学校に行ってカンファは個別会議とかやりますけども、そこに家児相だけで大丈夫なレベルであれば児相部門は行かないかもしれません。

(川崎副会長)

そうではなくて、内部の。つまり受理会議・判定会議がこれ全部内部の会議ですから、家児相も同じような会議をされる、それは児相部門とは別個にされるってということですか。

(度会課長)

両方それぞれでやります。家児相でやる場合にも、児相の例えば班長とか、そこら辺の人が来ていただいて一緒に検討してもらってやる、お互い相互にやるということです。

(川崎副会長)

相互にやるということですね、わかりました。これは通告の所はこうなのです。これは確かに(3)と(2)はこれ順番逆が良いのかどうかとこの間から考えていたのですが、通告の受付体制があって、こちらに援助方針会議の事を書いているので、入れかえるとその文章を少し直さなければいけないかもしれないのですが。

これ虐待通告だけなので、他の相談のことは書いてはないので。どうしたものかなとちょっと考えていたのですが、検討していただければと思います。

また他にご意見を出していただければと思います。

(本間委員)

通告の件なのですが、やはり一般の子どももそうですけど、結構親の方から直接施設に相談があります。

その時にとりあえず傾聴は全部します、その間うちは家庭相談室の方にまず電話まず一報入れるのですが、相談した親には相談室に相談・通告しますけど良いですかと言ってから電話番号を通告するのですが、出来ない時はそのままもうごめんなさいなのですが。

あと児相にもと言うのですが、ついあった必要な方は実際家児相の方に、次相談に乗っていただいて、それから向こうに繋げているという形で児相の方にどうぞと言ったらもう夜の夜とか色々な時間帯なのでなかなか繋がらない、189にしても繋がらないというようなこともあって、そういう形でいつも相談させていただいていまして、やはり今、直接に児相とか家児相とかという所に親は何か怖いのか嫌な思いがあるのか分からないのですが、直接来るので、その対応に対してうちの職員のためにマニュアル的にはまず来たら傾聴する、それから児相或いは家児相の方に相談してもらうために電話番号を教えてもらったりして、やってもよろしいですかというのを確認してから相談に乗っていただいているのですが、一体化になってくれると凄く楽になるかなという感じはしています。

やはり今まではどうしても家庭相談室の方にまず一番最初に電話入れて相談してしまう、児相はいつも混んでいるのでなかなか繋がらないので、だから今後そうなるとうまいかと感じておりまして、是非そういう所も考えていただきたいと思います。

(川崎副会長)

今後の期待ですよね。

(本間委員)

本当に直に入れてくれというのは本当にここ多いですから、繋げるようにしているのですが、なかなか難しい現状です。

(川崎副会長)

その辺が是非とも改善出来たらと思います、

是非、そういうご意見ですね、重要なお意見だと思います。

その他、如何でしょうか。この図のところも結構重要なのですが、この運営方針も他にも沢山ありますので、お気づきの点等があれば出していただければと思います。

(竹下委員)

他の項目でもよろしいですか、ちょっと先になってしまうのですが、(9)の運営に対する評価という所なのですが、運営に対する評価ということなので、この4行目の「児童相談所は強力な権限を行使するため、明確な基準に基づく厳格な判断を求められます」と、行き過ぎた権限行使がないように定期的な評価を行う必要があるという狙いで文章が入っていると思うのですが、スピード違反のように何十キロオーバーというふうな明確な基準がないものですから、むしろここは「明確な基準に基づく厳格な判断」がちょっと現実的でないかと。

書きかえるとすれば「総合的なアセスメントに基づく適正な判断」というようなことになるのかなというように感じました。以上です。

(川崎副会長)

ここ一時保護という強力な権限という、それを修正していただいているので、児相全体の判断なので、これもまだ支援の相談機能・一時保護機能・措置機能の全体がやっぱり児相の第三者評価となっているのです。児相全体の業務を踏まえた表現というのが良いかな、一時保護のことも当然その中で書き加えても良いと思うのですが、全体のという所が必要かなという、ありがとうございます。

その他、如何でしょうか。あと職員体制のことは先程色々議論が出ていたので、またそれもこの17ページと18ページ、17ページの職員体制で医師というのがここにあると思いますが、(11)では医師・弁護士となっているのですが、これは重なっているということにならないですかね。

医師若しくは保健師というのが医師及び保健師になったので、医師、保健師ですね。ここはどちらかに統一した方が良いような気がします。

(度会課長)

家庭福祉課長です。18ページの(11)として医師・弁護士の配置と言って17ページにも書いてあるのですが、特段また項を設けたのですが、やはり弁護士と医師の配置というのは難しい面もあって、またご協力もいただかなきゃいけないし、他の職種とちょっと違うので敢えて一つの項目で出したというのが経緯なのでですね。

(川崎副会長)

医師・弁護士ですね。でもそれでしたら説明として書いてはどうでしょうかね。

これ(11)とするより、するのでしたら、読んでいて何故またここで繰り返しているのかなという気がしたのですが、医師・保健士・弁護士に関してこうであるということを加えるわけにはいかないですかね。このままで良いかもしれませんけど。

敢えてこれを抜き出しているのですしたら、敢えて抜き出しているというようなニュアンスが必要か或いは児童福祉司とか児童心理司は簡単に説明をしているのでそれと同じような形で書くか、検討していただいたらどうかと思いますが。

(内田委員)

恐らくお医者様もそうだと思いますが、弁護士を想像するに、(10)でここに書かれると、常勤の職員がいるのかというように読めるわけですよ。

だが実際にはなかなか常勤は難しいという面もあって、恐らく(11)でその辺を常勤にするのか非常勤にするのかとか、その辺の調整が必要だよということを別にお書きになったのではないかと推測するわけですけども、どちらが良いのかというのは私にはよく分かりませんが。

職員体制の中にそういうことも含めて書いてあっても、それはそれでおかしくはないだろうということなのだろうと思います。

(川崎副会長)

要するに(11)で強調しているということですかね。

(度会課長)

そうです。

(内田委員)

別の考え方もしないといけませんよという注意書きのようなものかなというように思いました。

(川崎副会長)

どう強調するかということはあるかもしれませんが。その他如何でしょうか。

(村社委員)

今のことに関連して、もし川崎先生が仰る通り(10)に含めるとすると、多分



この配置は最初の方のこの括弧書きである法令に基づく想定ですという、法的根拠に基づいてこれだけの人員配置が必要だという説明だと思うのですが、なので例えば児童福祉司は人口何万人対して1人のような、そういう根拠が書いてあるわけで、多分常勤じゃないといけないというような。

その続きで医師も弁護士もこの配置についてという、こういう法令があつて配置することになっていきますと、それは常勤でなければいけないのか非常勤でも良いのかというのは、市民に対して分かり易いという意味では、そういうように一個一個児童福祉司はこういう人数で必ず居なきゃいけないとか、医師はこういう人数で非常勤でも良いという書き方でも説明するという意味では良いのかなというように思いました。

(川崎副会長)

ありがとうございます。ちょっと強調したいということでどうすればいいか表現上の問題でもあり、中身よりもそうですので、少しご検討いただければと思います。よろしいでしょうか。

そうしたら次に行つてよろしいでしょうか、大分時間も押してきてしまいましたけど、子どもの権利保障の所も少し前から議論してこのような形で修正をしていただいていたけれども、よろしいですかね。

ちょっと非常に細かいことで恐縮ですが、19 ページの真ん中で特に一時保護の決定時、一時保護中、一時保護の解除後や入所措置、「里親委託された際」とあるのだけど、これ「された際」なんですかね、「里親委託する際」も考えるのではないかなと、里親委託する際にと文章を少し考えていただければなと思いました。

そうしたらちょっと時間がなくなってきましたけど、6番、施設整備方針の所でご意見あれば出していただければと思いますが。

前回からそんな大きくは変わらない、一つ質問したいのですが、21 ページで建物、ちょっと立地がよく分からないですけど、これ隣接する地域の居住空間への視線に配慮するという事なのですが、かなりこの建物は住民との、こちらから見えてしまうというニュアンスがあるということなのではないでしょうか。

(度会課長)

住宅地と完全に隣接ではないと思いますけども、道路を隔てて若松の団地がありますけども、多分五階建て位だったと思いますけど、そういう所とは道路を隔てては近い所ではあるので、そういった所も配慮しようということなんです。

(川崎副会長)

私は逆に考えたのですが。一時保護所の子どもがいて、私がいた児相は結構マンションから見ようと思ったら一時保護所を覗けたりするような所があって、住民の視線から、例えば保護している子どもたちについて不要に見られないようにしなければいけないという側面はあるのかなと思っていたので意味を確認したのですが。わかりました。他、如何でしょうか。

(本間委員)

先程、外部から見えないようにと言っていましたけど、たしか福祉エリアということは児相以外にも何か施設は入るのでしょうか。

(度会課長)

福祉エリアの中の一部ということなので、まだ何の施設かは分からないですけども、児相だけではないです。

(本間委員)

そうすると入り口が別になっているのか、よく一つの建物になると入り口が一緒になってこう別れちゃうということがありますが、独立してないのか、独立しているのかどうか。

(度会課長)

福祉ゾーンの中で土地を分けて、児相の建物だと、こちらは何かの建物かというところで、建物は別々になります。

(本間委員)

入口は別にこうなると。

(度会課長)

そうですね、その基本設計とかをやっていきますけども、隣合わせとかにならないようにそこは配慮したレイアウトになると思います。

(本間委員)

そこがちょっと気になって、ありがとうございます。

(川崎副会長)

その他、如何ですか。

(竹下委員)

一番最後なのですが、整備スケジュールで開設4年前年度とかというような表現は、具体的に令和何年とか入れてはまずいのでしょうか。

(度会課長)

今年度基本構想を今策定していきまして、来年度以降設計業務を進められるように準備を進めているのですが、予算案の方がまだこれからですので、これを挙げて年度というのが埋まってくるかと思うので、今の段階でまだ出していない所なので、このような表現にしています。

(川崎副会長)

未確定ということですね、わかりました。その他如何でしょうか。

よろしいですか。ちょっと時間が来てしまったので、まだ十分ご意見、まだ言い残していることがあるかもしれませんけど。一旦これについてはここまでということにさせていただいて。

その他ということで、全体通して何かご意見等があれば出していただければと思います。如何でしょうか。よろしいですかね。

すみません。ちょっと進行が不十分な点があって十分な意見が集約できなかったかもしれませんが、一応ですね、ここまでということにして、あと事務局の方から何かございますでしょうか。

(藤沢課長補佐)

事務局の方からご連絡させていただきたいと思います。本日は長時間に渡りご意見を頂戴いたしましてありがとうございます。

本日の議事録についてですけれども、事務局で作成した後、委員の皆様にご確認をいただき、その後公開させていただきます。お忙しい中と存じますがご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

また、次回の会議につきましては2月頃を予定しております。日程が確定しましたら、開催通知や市ホームページでお知らせいたしますのでよろしくお願いいたします。

なお、今後の流れでございますが、先ほど川崎副会長の方からもご報告ありました通り、検討会におけるご意見を踏まえ、基本構想の最終案を作成し、次回の会議前の12月から翌年1月頃にかけて、市民等からご意見を募集するパブリックコメントを行う予定でございます。パブリックコメントによる幅広いご意見を踏まえまして、基本構想を策定いたしますのでよろしくお願いいたします。

以上でございます。

(川崎副会長)

ありがとうございました。事務局の説明について何かご質問ありますよろしいですか。

それでは、今日会長ではなくてちょっと十分でなかったかもしれませんが、色々ご協力ありがとうございました。それでは本日はこれで閉会ということにいたします。本当にどうもありがとうございました。

以上